# 応募規約

刈谷市が主催する「かりや川柳コンテスト」(以下、「本コンテスト」という。) に応募いただく前に、本規約をよくお読みいただき、ご同意の上応募してください。本コンテストに応募した時点で、応募規約に同意したものとみなします。

## 1. 募集内容

KARIYA PHOTO CON 入賞作品 10 点の写真から 1 つを選択し、その写真に合い、刈谷市の魅力や日常の楽しさなどが伝わる川柳とする

## 2. 応募期間

令和5年9月15日(金)~5年10月31日(火)

#### 3. 応募資格

プロアマ問わず、どなたでも応募可能です(入賞者への副賞発送の都合上、日本在住の方に限る)。未成年者は保護者の同意が必要です。未成年者による応募は、保護者の同意が得られているものとみなします。

## 4. 応募方法

テーマに沿った川柳を作成し、以下の方法で応募してください。

◆刈谷市ホームページ申込フォームからの応募

必要事項を入力し、データを添付して申し込む。

# ◆ハガキで応募

川柳作品、テーマとする写真番号、氏名、電話番号をハガキ(10月 31日必着)で広報広聴課(〒448-8501 刈谷市役所)へ。

# 5. 審査員

刈谷市広報大使 MICRO 氏、刈谷市広報大使前田直樹氏、刈谷文化協会

# 6. 各賞・副賞

グランプリ1名 刈谷市商店街連盟商品券10,000 円、特産品(いもかわうどん)

準グランプリ1名 刈谷市商店街連盟商品券5,000 円、特産品(いもかわうどん)

審查員特別賞4名 刈谷市商店街連盟商品券3,000 円

入賞4名 刈谷市商店街連盟商品券1,000 円

※賞品は予告なく変更する場合があります。

#### 7. 審查発表

市民だより令和6年1月1日号、刈谷市ホームページ、SNS 等で各賞受賞者を発表予定です。

※各賞受賞者には、刈谷市広報広聴課(<u>koho@city.kariya.lg.jp)</u>からメールまたは電話で連絡します。

※指定する返信期限内に連絡がなかった場合は、受賞権利が無効となります。

# 8. 注意事項

- (1) 応募は1人何点でも可能です。
- (2) 応募数が複数点あった場合でも、受賞は1人1作品までとします。
- (3) 応募作品は自身が作成したもので、未発表のものや発表予定のないものに限ります。
- (4) 他コンテストへの二重応募及び主催者が類似と判断した場合、審査対象から除外し、

受賞決定後であっても受賞を取り消す場合があります。

- (5) 応募作品について第三者から権利侵害による申し入れ等があった場合は、応募者が全ての責任を負うものとし、主催者は一切その責任を負いません。
- (6) 第三者の著作権を侵害するもの、公序良俗に反するもの、または反する恐れのあるもの、特定の個人・団体が利益を受けるもの、他人を誹謗中傷するもの等は、応募または入賞権利が無効となります。
- (7) 応募作品に関して、第三者との間で紛争が生じた場合、応募者の責任と費用により当該紛争を解決するものとします。
- (8) 応募にかかる費用は、応募者本人が負担するものとします。
- (9) 応募受領の通知は行いません。
- (10) 応募いただいた作品の著作権は応募者に帰属しますが、刈谷市は応募作品を無償で使用する権利を有するものとします。応募作品は、刈谷市のPR等のために期間の制限なく、使用または、第三者へ提供する場合があります。その際、応募者への連絡はいたしません。
- (11) 刈谷市は、本コンテストに関する全部またはその一部を応募者に事前に通知すること なく変更または中止することがあります。また、必要と判断した場合には、応募者へ の予告なく本規約を変更できるものとします。

#### 9. その他

- (1) いただいた個人情報は、主催者が厳重に管理し、本コンテストに関する業務以外では一切使用いたしません。ペンネームについては審査発表等で公表します。
- (2) 受賞の権利を他の人へ譲渡することはできません。
- (3) 受賞、審査結果等に関する問い合わせにはお答えしません。
- (4) 本コンテストに参加または入賞したことに起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他申し立てについても、主催者は一切責任を負いません。
- (5) この応募規約に明記されていない事項については、主催者の判断によります。

#### 10. 問合わせ先

刈谷市役所広報広聴課広報広聴係

Tel: (0566) 62-1001 FAX: (0566) 23-1105 Mail: koho@city.kariya.lg.jp